

三宅村物価高騰対応特別商品券事業について

三宅村では、電力・ガス・食料品などの物価高騰の影響により、村民の負担を緩和するとともに、島内経済の振興を図るため、配布しました「三宅村特別商品券」の有効期限は**7月31日（金）**までとなります。

有効期限を過ぎますと使用できなくなりますので、必ず期限内にご使用ください。

▽取扱店＝「三宅村特別商品券取扱店」のポスターを表示している店舗

問い合わせは企画財政課企画情報係 ☎⑤ 0 9 8 4 または
三宅村商工会 ☎② 1 3 8 1